

第 2 回 南陽中学校運営協議会

令和7年10月15日

13:45~15:30 会議室

<司会：高塚、記録：三高>

開会

- 1 開催要件（委員の過半数の出席）の確認
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 議長の選出（出席した委員の中から互選）
- 5 前回会議録
- 6 熟議 <議長： >
 - (1) 学校の抱える課題（学校運営の基本方針を受けて）と改善策
 - ・学校教育活動について、部活動地域移行について、他（校長）
 - ・学校アンケート1学期について（教務）
- 7 報告
- 8 連絡
 - (1) 次回 令和8年2月6日（金）13:45~15:30
(授業参観13:10~13:40) 会場：会議室
 - (2) 次回の熟議内容の確認（基本方針を受けての進捗状況を踏まえて）
 - ☐学校の抱える課題と改善策
 - ☐支援策の具体化
 - ☐自己評価
 - (3) 次回の議長の選出
 - (4) 学校運営協議会自己評価について

閉会

はままつ 地域クラブ活動だより No.10

令和7年10月3日(金)
浜松市地域クラブ活動協議会
事務局／学校教育部
学校・地域連携課、指導課

9月5日に行われた第2回地域クラブ活動協議会では、10月に(案)を公表します
「休日の部活動の地域展開に関するガイドライン」を中心に協議しました。

【浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン(案)】

はじめに

第1章 基本理念と活動指針

- 1 市の基本理念・全体像
- 2 市が認定する地域クラブ「はまクル」について
- 3 はまクルの活動指針

第2章 はまクルに参加するために

- 1 はまクル参加に向けての流れ
- 2 はまクル加盟クラブの運営をしたい方へ
- 3 はまクル加盟クラブに指導者、スタッフとして参加したい方へ
- 4 はまクル加盟クラブに参加したい生徒、保護者の方へ

第3章 その他

- 1 熱中症やけが等の対応
- 2 ガイドラインの見直し
- 3 問い合わせ先

＜委員からのご意見＞

クラブの負担を減らすために手続きを簡素化し、事務局が処理しやすい体制を整える必要がある。

指導者の研修については、質の担保と人員確保のバランスを考える必要がある。

学校施設の利用は、セキュリティ対策やルールの整備をすることで安心して活動できる環境を整えたい。

学校も含めて市民への周知・広報を丁寧に進め、問合せに対応できる体制を整えるべきである。

浜松市「休日部活動の地域展開等推進事業」の実証事業がスタートしました!!

※業務委託事業者：アスフィール株式会社

○新規市認定地域クラブの創設支援(創設支援モデル) ・天竜中学校区

○既存クラブの市認定地域クラブへの移行支援(移行支援モデル)

- ・東部地区サッカークラブ ・可美サッカークラブ ・春野陸上クラブ
- ・浜松シリウスソフトボールクラブ ・浜松 Amigo バレーボールクラブ
- ・浜名湾游泳協会 ・与進ソフトテニスクラブ

各クラブが抱える課題に応じて具体的な検証を進めていきます!



休日の部活動の地域展開に関する業務を円滑に進めるために…

学校・地域連携課内に

部活動地域展開グループが新設されました



【第2回地域クラブ活動協議会の様子】

第2回地域クラブ活動協議会議事録は

浜松市 HP に掲載されています。



第2回地域クラブ
活動協議会議事録

浜松市教育委員会 指導課 学校・地域連携課 作成資料より抜粋

✓ 国が示す改革の理念

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育の意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出
- 改革の理念等をよりの確に表すため、「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更
- 今年度冬に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（仮称）を決定

○令和5～7年度「改革推進期間」
○令和8～13年度「改革実行期間」(前期3年・後期3年)
○休日は、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す

浜松市のホームページから資料等が閲覧できます。

- 「浜松市立中学校部活動運営方針」策定（平成30年）改正（平成31年・令和7年9月）
- ・自主選択制 ・休養日、活動時間の設定
- 「休日の部活動の地域移行に向けた取組方針」策定（令和5年5月）
- 「地域クラブ活動協議会設置（令和5年7月～）」

平日の学校部活動は継続

【位置付け】学校教育の一環

指導者	教員・部活動指導員 外部部担者の参加は可能
場所	在籍する学校及び近隣施設
費用	用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付

○学校活動費として大会に参加することは可能

休日「地域クラブ活動」へ移行

【条件が整わない場合は、「部活動指導員」による学校活動へ移行】

指導者	部活動指導員 外部部担者の参加は可能
場所	在籍する学校及び近隣施設
費用	用具・交通費等の実費
補償	災害共済給付

○この活動指導員は、普通科の部活動が可能な中の会計士担任で担任している

休日「地域クラブ活動」へ移行

【位置付け】社会教育の一環

指導者	中学校地域のクラブ、スポーツ協会など運動団体、NPO法人、教員免許更新運動団体、親会など地域スポーツ、文化クラブ、民間事業者等
場所	地域住民、指導者と希望する教員（兼指導業務）、運動団体・教員生主体が関与する指導者等
費用	学校施設、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、運動団体・民間事業者等が有する施設等
補償	会費、用具費、交通費等

○中学校は、学校活動関係者の会費・休日の活動費の取り扱いについて特例に配慮する

✓ 浜松市が目指す地域クラブ活動を「はまクル」と定義

【基本理念】生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現」

- 【ターゲット】「楽しみたい」「上手になりたい」「仲間や地域の方と交流を梁めたい」といった目的をもつ生徒を対象した活動
⇒勝利至上主義的な活動ではない
- 【運営】営利を主たる目的とする運営ではなく、できる限り低廉な参加費等を設定し、どの生徒でも参加できるようにする
- 「持続可能な活動環境の構築」
これまで部活動が果たしてきた教育的意義を継承・発展させた活動
-
- 生活の自給自足をめざす
おいでなければならぬ
上手になりたい
仲間や地域の方と交流を梁めたい
楽しみたい
できる



本市の方向性(全体)

- ✓ **地域の多様な団体が運営団体となって地域クラブ活動を運営**

- ✓ 市が定めた要件を規約に明記して申請した団体を「**はまクル認定クラブ**」として登録

【認定要件】

※各地域クラブが作成する規約に以下の点が明記されていること

- ①基本理念に沿った活動の目的及び活動計画
- ②複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制
- ③コンプライアンス意識の徹底を図るための方策
- ④公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制
- ⑤活動中のけがや賠償等のための保険への加入

- ✓ **はまクル認定クラブへの支援(検討中)**

- ◆中学校施設の優先的かつ無償での使用
- ◆指導者の確保が難しいクラブに対し、人材バンクに登録する指導者をマッチング
- ◆クラブの創設や運営に関わる相談
- ◆クラブの運営負担を軽減するサービスの提供など



Hamamatsu City Board of Education

浜松市「休日の部活動の地域展開」ロードマップ



- ✓ **ガイドライン(案)**は10月中に公表、様々な媒体での周知、各地で説明会、個別相談会等の実施を計画
- ※1 令和8年8月末をもって休日の部活動は原則終了⇒9月5日(土)より、はまクル認定クラブの活動が可能
- ※2 令和8年4月中旬より、「はまクル認定クラブの申請」と「はまクル人材バンクの登録」開始予定
- 認定されたクラブは、市ホームページ(ポータルサイト)にプロフィールを公開し、生徒の入会・体験受付等ができるように整備

Hamamatsu City Board of Education

浜松市「休日の部活動の地域展開」に関するガイドライン(案)

内容の一部より

通称「はまクルガイドライン」

- ✓ 浜松市が目指す地域クラブ活動のターゲット
 - ◆はまクル認定クラブと民間のスポーツクラブとの違いを示す
 - ◆浜松市立中学校運営方針に準じた活動日数、活動時間(土日どちらか3時間程度の活動を基本)
- ✓ はまクル認定クラブの対象者
 - ◆どの中学校の生徒も参加することができることが基本
 - ◆中学生が対象の中心となって、小学生から大人まで幅広い世代の参加が可能
 - ⇒活動場所の広さ、指導者の人数、平日部活動との連携の面から、地域や学校を限定して対象者を募集することは可能
- ✓ 中学校施設及び学校備品の無償使用
 - ◆休日の昼間(8:00~17:00)に限り、中学校施設の無償かつ優先使用が可能
 - ◆借用の際に学校備品の使用が可能(貸出可能な備品リストの整理)
 - ◆校舎内の使用については、職員室等にセキュリティがかけられた状態で、各学校の判断で使用可能
- ✓ 指導者にかかわること
 - ◆はまクル人材バンクをつくり、活動に関わる指導者や指導を希望する方をすべて人材バンクに登録
 - ◆指導者研修の充実⇒研修動画の作成(浜松市地域スポーツ指導者養成講習会の研修内容と連携)

Hamamatsu City Board of Education



中学校地域クラブからはまクル認定クラブへ



Hamamatsu City Board of Education

「中学校地域クラブ」の活動



令和8年8月30日（日）をもって
中学校地域クラブの活動は終了



令和8年9月以降、
休日は地域クラブ活動への移行
「はまクル認定クラブ」の活動がスタート

中学校地域クラブと「はまクル認定クラブ」



中学校地域クラブ		はまクル認定クラブ
対象	中学校区限定	クラブごとに設定可
指導者	・保護者による見守り ・顧問は携われない	・人材バンクの利用 ・指導を希望する顧問
活動場所	中学校施設や公共の施設	中学校施設や公共の施設
大会への参加	—	○ 競技・種目で異なる
参加費等	—	受益者負担を基本 ※団体・指導者・参加者への支援を検討中

はまクル認定クラブの認定要件とは？



- ①基本理念に沿った活動の目的及び活動計画
- ②複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制
- ③コンプライアンス意識の徹底を図るための方策
- ④公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制
- ⑤活動中のけがや賠償等のための保険への加入

①基本理念に沿った活動の目的及び活動計画

- 中学校地域クラブの理念と同様
- 活動計画を立案



②複数の指導者や活動場所の確保等の指導体制

- 指導者に資格は求めない
- ※はまクル人材バンクの活用
- 中学校施設を優先利用



③コンプライアンス意識の徹底を図るための方策

→浜松市が開催する研修会に参加 等

④公正かつ適切な会計処理及び資金管理体制

→口座の開設 会計報告の提出

⑤活動中のけがや賠償等のための保険への加入

→スポーツ安全保険等への加入 指導者も加入



○申請までに 令和8年4月より

- 申請書類の作成
→認定申請書、クラブ員名簿、クラブ規約
- 口座の開設



○活動開始までに 令和8年9月より

- 生徒及び指導者の保険の加入（スポーツ安全保険等）
- 活動に必要な道具の準備
- 保護者説明会の開催（必要に応じて）

申請スケジュール（案）

令和8年	4月	5月	6月	7月	8月	9月
中学校地域クラブ	活動終了					
	第1次申請期間	認定	活動場所割り振り			
			認定	活動場所割り振り		
			第2次申請期間			
				活動場所割り振り		
					第3次申請期間	
						はまふり認定クラブ活動スタート